

介護予防・日常生活支援総合事業
第一号通所事業（総合事業通所介護）重要事項説明書

通所介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 尊徳会
主たる事務所の所在地	〒529-0721 滋賀県長浜市西浅井町大浦1788-3
代表者（職名・氏名）	理事長 榊原 尊
設 立 年 月 日	平成14年10月1日
電 話 番 号	0749-89-1689

2. 事業所の概要

事業所の名称	デイサービスセンターすずらん	
事業所の所在地	〒526-0023 滋賀県長浜市三ツ矢町13-16	
電 話 番 号	0749-62-3630	
F A X 番 号	0749-68-3200	
指定年月日・事業所番号	令和元年10月1日指定	2570301081
利 用 定 員	定員15人	
通常の事業の実施地域	長浜市内（但し旧余呉・西浅井町除く）	

3. 運営の方針

- 事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態なることの予防の為、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

- ・食事の提供
食事の提供及び必要な介助を行います。
- ・入浴
入浴サービスの提供及び必要な介助を行います。
- ・日常生活動作の機能訓練
利用者が日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止するための訓練、利用者の心身の活性化を図るためのレクリエーション等を行います。
- ・健康状態の確認
体調や血圧等の確認を行います。
- ・送迎
居宅から事業所までの送迎及び乗降の介助を行います。
- ・日常生活における相談及び助言
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。
- ・その他日常生活上の援助
利用者に必要な日常生活上の世話及び援助を行います。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、年末年始（12月30日から1月3日まで）は休業
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時20分から午後4時30分まで

6. 事業所の従業者の体制

（令和4年7月1日現在）

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者	0人	1人		
生活相談員	0人	1人	0人	1人
看護職員	0人	1人	0人	0人
介護職員	0人	0人	2人	1人
機能訓練指導員	0人	1人	0人	0人

7. 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。

ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

(1) 通所介護の利用料

[利用料金]

基本部分 (総合事業通所介護)

利用者の 要介護度	基本料金(10割)	利用者負担金 (1割負担)	利用者負担金 (2割負担)	利用者負担金 (3割負担)
事業対象者 要支援1	18,231円 (1ヶ月あたり)	1,823円	3,646円	5,469円
要支援2	36,716円 (1ヶ月あたり)	3,671円	7,343円	11,015円

【加算・減算】

[加算](総合事業通所介護)

以下の要件を満たす場合、上記の基本料金に以下の料金が加算されます

加算の種類	加算額			
	基本利用料	利用者負担金 (自己負担 1割の場合)	利用者負担金 (自己負担 2割の場合)	利用者負担金 (自己負担 3割の場合)
サービス提供体制加算 I	要支援1 88単位/月 要支援2 176単位/月	89円/月 178円/月	178円/月 356円/月	267円/月 535円/月
介護職員等処遇改善加算 I	所定の単位数に 9.2%を乗じた単位数	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

・その他の費用

食費	昼食代 680円 (おやつ代含む)
おむつ代等	紙おむつ 100円/枚 リハビリパンツ 70円/枚 パッド 30円/枚
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。

(3) キャンセル料

利用予定日の前にサービス利用の中止又は変更をすることができます。

この場合には、利用予定日の前営業日午後5時までに事業所に申し出てください。利用日の前営業日午後5時までに連絡がなく、サービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

キャンセルの時期	キャンセル料
ご利用日の前営業日午後5時までに ご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前営業日午後5時までに ご連絡がなかった場合	1回分のご利用料いただきます。

(4) 支払い方法

利用料金のお支払い方法

ご利用料金(利用者負担分の金額)は、1か月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

- ・口座引き落とし サービスを利用した月の翌月の27日(祝休日は直後の平日)にあなたが指定する口座より引き落とします。
- ・銀行振り込み サービスを利用した月の翌月の27日(祝休日は直後の平日)までに事業者が指定する下記の口座にお振込み下さい。

* 関西アーバン銀行 長浜支店 普通口座 2000313
口座名義 社会福祉法人 尊徳会

8. サービスの利用に当たっての留意事項

- ・利用者の事情で時間に遅れた場合、送迎サービスが受けられない場合があります。
- ・送迎に当ってはご利用者の状況に応じて行いますが、車酔いなどは事前に連絡して下さい。
- ・交通事情等により送迎時間が多少異なる事があります。
- ・食事についてご本人又はご家族の希望、好みがある場合はお申し出下さい。また食べ物のアレルギー等禁忌物がある場合は事前に申し出て下さい。
- ・暴風警報、洪水警報など気象警報発令時、路面の凍結など天候不良により休業する場合があります。その場合には当日午前8時40頃までに連絡致します。
- ・体調について
送迎時、職員に健康状態を必ずお知らせ下さい。発熱や体調不良の場合にはご利用をお断りすることもあります。ご利用中はご本人の健康管理に留意し、気付いた事があればご家族にご相談致します。

9. 秘密保持及び個人情報の保護

- ・事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- ・事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

10. 事故発生時の対応

通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

(1) 事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号 0749-62-3630
	受付時間 月曜日から金曜日 8:30から17:30
	担当者名 治村 昭宏

(2) その他苦情申立の窓口

苦情受付機関	長浜市役所 健康福祉部 介護保険課	電話 0749-65-8252
	滋賀県国民健康保険団体連合会	電話 (077)522-2651

12. 非常災害対策

- ・事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する具体的な防災計画を作成します。
- ・事業所は、防災計画に基づき、年2回、利用者及び従業者等の避難、救出その他必要な訓練を行います。

13. サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

(2) 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、1ヶ月前までに文書で通知します。

(3) 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設へ入院又は入所した場合
- ・利用者の要介護状態区分が要支援又は自立となった場合
- ・利用者が死亡した場合

(4) その他

①次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

- ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が、守秘義務に反した場合
- ・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・事業者が、倒産した場合

②その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。

③次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

- ・利用者の利用料等の支払いが3ヶ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、別途定めた期限内に支払われなかった場合
- ・利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

令和 年 月 日

事業所は、利用者へのサービス提供開始に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

説 明 者	所 在 地	滋 賀 県 長 浜 市 三 ツ 矢 町 13-16	
	事 業 所 名	地 域 密 着 型 通 所 介 護 す ず ら ん	
	職 ・ 氏 名	管 理 者 治 村 昭 宏	印

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利 用 者	住 所	
	氏 名	印

代 理 人	住 所	
	氏 名	印
	本 人 と の 続 柄	